

平成29年度 社会福祉法人慈恵療育会事業計画

1. 基本方針

改正社会福祉法の全面施行に伴い、法人経営の質を高め、時代の要請や、利用くださる方々のご期待に応えられる法人運営を進める。

- ① 経営組織のガバナンス強化に対応できる組織体制の確立
- ② 事業運営の一層の透明性の向上
- ③ 財務規律の強化
- ④ 地域における公益的な取組の実施

2. 事業内容

- ①相模原療育園（療養介護、医療型障害児入所支援、生活介護、短期入所、外来診療）
- ②児童発達支援センター バンビ（児童発達支援、保育所等訪問支援）
- ③相談支援事業所 アウル（障害児相談支援、計画相談支援）

3. 平成29年度の取り組み

1) 改正社会福祉法の全面施行への対応

改正社会福祉法で求められている視点を踏まえ、当法人の果たすべき役割について、理事会・評議員会を通じ、法人全体で各種協議を進め、対応に努める。

2) 安定した事業運営の推進

法人の経営基盤の強化を図り、安定的、継続的な各施設の事業運営を進めるために、各事業において、ニーズの把握やサービス向上に努め、利用者の確保を図る。

3) 福祉人材の確保と職員の資質向上・育成

人材の確保と職員の資質向上に向けさらに積極的な取り組みを行うとともに、法人および施設運営を支える職員の育成強化を推進する。

4) 施設整備計画の立案

相模原療育園においては、建物の老朽化・狭隘化などの課題を踏まえ、中長期にわたる改修計画の策定及び資金計画の立案に着手する

5) 法令遵守

人権の尊重、個人情報保護、虐待防止等コンプライアンスの徹底を図り、信頼性、透明性のある施設運営の強化に努め、法令遵守に努める。

6) 地域貢献・連携の推進

改正社会福祉法にて義務づけられた地域における公益的な取組を実施するとともに、地域連携の一層の推進を図る。

7) 防災・防犯対策の推進

地震、火災にとどまらず風水害・雪害、防犯に至るまで、それらに対応した組織づくりやマニュアルの改訂、各種対策の推進を図る。

以 上